

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第26号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第2条関係）		別表第3（第2条関係）	
公署	所在地	公署	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
千厩警察署興田駐在所	[略]	千厩警察署興田駐在所	[略]
<u>千厩警察署保呂羽駐在所</u>	<u>一関市藤沢町保呂羽</u>		
県南広域振興局土木部北上土木センター西和賀出張所	[略]	県南広域振興局土木部北上土木センター西和賀出張所	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。